

特別管理産業廃棄物処分業許可証

住所 秋田県大館市花岡町字堤沢42番地

氏名 エコシステム花岡株式会社

代表取締役 千田 善秋

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の5第1項の許可を受けた者であることを証する。

秋田県知事 鈴木 健太



許可の年月日 令和7年3月24日

許可の有効年月日 令和11年3月17日

1. 事業の範囲

(1) 業の区分

その他施設による中間処理

(2) 取り扱う特別管理産業廃棄物の種類

ア 特定有害産業廃棄物（燃え殻、汚泥及びばいじんに限る。

含まれる有害物質については別記1のとおりとする。）以上1品目

2. 事業の用に供するすべての施設

所在地 大館市花岡町字大森山下65番1

（施設ごとの種類、設置年月日及び処理能力については別記2のとおり）

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

令和6年3月18日 新規許可

令和7年3月24日 変更許可（2品目の追加）

令和8年5月1日 変更届出（代表者の変更）

5. 規則第10条の16第2項の規定による許可証の提出の有無 有・無

以下余白

別記 1

その他に係るもの

ア 特定有害産業廃棄物

特定有害産業廃棄物で下表の有害物質を含むもの。

(○印：許可物質 - 印：対象外)

有害物質	廃棄物名	鉍さい	ばいじん	燃え殻	廃油	汚泥	廃酸	廃アルカリ	指定下水汚泥
アルキル水銀化合物		-	-			-	-	-	-
水銀又はその化合物		-	○			○	-	-	-
カドミウム又はその化合物		-	○	○		○	-	-	-
鉛又はその化合物		-	○	○		○	-	-	-
有機燐化合物						-	-	-	-
六価クロム化合物		-	○	○		○	-	-	-
砒素又はその化合物		-	○	○		○	-	-	-
シアン化合物						○	-	-	-
PCB						-	-	-	-
トリクロロエチレン						-	-	-	-
テトラクロロエチレン						-	-	-	-
ジクロロメタン						-	-	-	-
四塩化炭素						-	-	-	-
1, 2-ジクロロエタン						-	-	-	-
1, 1-ジクロロエチレン						-	-	-	-
シス-1, 2-ジクロロエチレン						-	-	-	-
1, 1, 1-トリクロロエタン						-	-	-	-
1, 1, 2-トリクロロエタン						-	-	-	-
1, 3-ジクロロプロペン						-	-	-	-
チウラム						-	-	-	-
シマジン						-	-	-	-
チオベンカルブ						-	-	-	-
ベンゼン						-	-	-	-
セレン又はその化合物		-	○	○		○	-	-	-
ダイオキシン類			-	-		-	-	-	-
1, 4-ジオキサン			-			-	-	-	-



別記2

- (1) 中間処理は(2)の場所で行うこと(移動式の間接処理施設等を除く。)
- (2) 施設の種類、設置年月日、処理能力、数量及び所在地

施設の種類、設置年月日、 許可年月日及び許可番号	処理能力	数量	所在地(移動式にあつては駐機場)
薬剤混練施設 (特定有害産業廃棄物(燃え殻、汚 泥及びばいじんに限る。)) (令和6年1月30日 設置) (許可番号 許可対象外)	480m ³ /日	1	大館市花岡町字大森山下65番1